

議 案 第 6 8 号

松戸市職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例及び松戸市
職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定につ
いて

松戸市職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例及び松戸市職員の育児
休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成29年2月22日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律等
の改正に伴い、介護時間制度を導入する等、育児や介護をしながら働く職員の
就労環境を整備することにより、職員の健康確保や仕事と生活との調和を図る
ため。

松戸市職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例及び松戸市
職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

(松戸市職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部改正)

第1条 松戸市職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例（昭和43年松戸市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第8条の2第1項中「達するまでの子」の次に「(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であつて当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。次項及び第3項において同じ。)」を加え、同条第4項を次のように改める。

4 前3項の規定は、第10条の2第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者を介護する職員に準用する。この場合において、第1項中「小学校、義務教育学校又は特別支援学校の小学部就学の始期に達するまでの子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であつて当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。次項及び第3項において同じ。)のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。))において常態として当該子を養育することができるものとして規則で

定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、第2項中「3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、及び前項中「小学校、義務教育学校又は特別支援学校の小学部就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは、「第10条の2第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。第8条の2第5項中「前4項」を「前各項」に改める。

第9条第4項中「及び介護休暇」を「、介護休暇及び介護時間」に改める。

第10条の2第1項中「職員が」の次に「要介護者（」を、「あるもの」の次に「をいう。次条第1項において同じ。）」を加え、同条の次に次の1条を加える。

（介護時間）

第10条の3 介護時間は、職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る介護休暇の承認を受けている期間と重複する期間を除く。）内において、1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 介護時間の時間は、前項に規定する期間内において1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

（松戸市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第2条 松戸市職員の育児休業等に関する条例(平成4年松戸市条例第19号)の一部を次のように改正する。

第2条第4号ア(Ⅱ)を次のように改める。

- (イ) その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（第2条の3第3号において「1歳6か月到達日」という。）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員

第2条第4号イ中「次条第3号」を「第2条の3第3号」に、「の1歳到達日」を「が1歳に達する日（この号及び同条において「1歳到達日」という。）」に改める。

第2条の3を第2条の4とし、第2条の2第3号中「が1歳6か月に達する日」を「の1歳6か月到達日」に改め、同条を第2条の3とし、第2条の次に次の1条を加える。

（育児休業法第2条第1項の条例で定める者）

第2条の2 育児休業法第2条第1項の条例で定める者は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4第1号に規定する養育里親である職員（児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。）に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。

第3条第1号を次のように改める。

- (1) 育児休業をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児休業の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 死亡した場合

イ 養子縁組等により職員と別居することとなった場合

第3条第7号を同条第8号とし、同条第6号中「第2条の2第3号に掲げる」を「第2条の3第3号に掲げる」に改め、同号を同条第7号とし、同条第5号を同条第6号とし、同条第2号から同条第4号までを1号ずつ繰り下げ、同条第1号の次に次の1号を加える。

(2) 育児休業をしている職員が、第5条に規定する事由に該当したことにより、当該育児休業の承認が取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 前号ア又はイに掲げる場合

イ 民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された場合

第9条第2項中「定める職員」の次に「又は同条例第10条の3第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）」を、「の時間」の次に「又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間」を加え、同条第3項中「範囲内（）」を「範囲内で（）」に、「については」を「又は育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない非常勤職員にあつては」に改め、「当該育児時間」の次に「又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間」を加え、「範囲内）で」を「範囲内で）」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。